

復讐と暴力とその対策

馬屋原成男

目次

はしがき

一 暴力と復讐

- (1) 人間生活と暴力
- (2) 刑法の起源と復讐

- (3) 公刑罰と私刑罰
- (4) 武家政治と仇討の公許

二 忠臣蔵と復讐思想

- (5) 忠臣蔵は仇討か
- (6) 忠臣蔵非仇討説
- (7) 忠臣蔵と仇討讃美
- (8) 仇討禁止令とその後
- (9) 仇討礼賛思想と暴力対策

三 暴力根絶の方策

- (10) 暴力根絶と復讐思想の根絶

- (11) 暴力根絶と復讐思想の根絶
- (12) 復讐は国家刑罰権によってなす
- (13) 復讐禁止令の由来と法権の統一整備
- (14) 暴力処罰と起訴猶予又は執行猶予について
- (15) 告訴、告発事件の早期処理と被害者の満足
- (16) 親告罪の取扱と被害者民衆の捜査機関への信頼附告訴な

復讐と暴力とその対策について（馬屋原）

き親告罪の手段を非親告罪として取上げてよいか

四 紛争解決手段としての暴力とその本質

- (16) 暴力と紛争解決手段
- (17) 暴力の特徴とその対策
- (18) 暴力の常習性集団性

五 暴力排除対策

- (19) 暴力の常習化集団化防止と暴力対策
- (20) 被害者の弱点と暴力
- (21) 暴力根絶と社会浄化の必要性
- (22) 少年暴力と学生集団

はしがき

暴力に関する論考で思い出すのは、フランスの社会学者ソレル Georges Sorel (1847-1922) の名著「暴力についての考察」*Reflexions sur la violence* (1906) (略して「暴力考」) である。勿論それは、サンジカリズムの盛ん

になつた当時の社会主義における労働階級の暴力機能を論じたものであつて、もとより、今ここで取上げようとしている目的と内容とは本質的に異なる。^{*}ここでは、私は刑事法専攻の立場から、復讐思想と暴力との関係を中心にして、その排除対策の一考察を試みた。

ただ、本稿に本年はあちこちの学園で、学生の暴力事件がちらほらしたのに思つて、もと講演の草案となつたものに若干の手入れをしたものであることをお断りしておこう。

* ソレルは暴分を支配階級と被支配階級とのそれに分けてその本質の差異を指摘する（香川達夫『現代法と刑罰八六頁ソレル原著、西川勉訳「暴力考」（昭和四年版）中央公論社刊）
なお暴力には広義では言論暴力とか、国家暴力とか無能力の行使をも含むが、ここでは狭義の有形力の行使の意義にのみ止めた。

一 暴力と復讐

一 暴力と復讐暴力は、人間の発生以来、人間生活に宿命的なつき物である。つまり、発生論的に言って、人類がこの世に生れて来てから、暴力はつき物なのである。けだし、人間は動物の進化したものであつて、動物の世界は、朝起きるから、寝るまで、いわゆる弱肉強食の闘争がつづ

くのである。

人間も、原始時代には歿んど他の動物と変りない位に、ただ暴力だけの闘争に明け暮れて、それぞれ自己の生存を全うして来たものだからである。

それ故、人間社会でも暴力は、宿命的なつき物であつて、それは人間の自己保存の本能⁽¹⁾と結び付き、生まれながら、この暴力に対する感覚と魅力とは、他の如何なるものにも増して、われわれの生活に大きく且直接的なのである。

試みに、学童期にも達しない幼児を見よ、話し合いで、事を決するというようなことは、ここでは到底見られない。欲しい物は腕力で取ろうとする。これを他の腕力が防ぐ、結局力の強い方が勝つて、目的物を獲保する。

二 原始時代、人間が集団的生活を営むようになつてからも、闘争は常に暴力によつて、行なわれた。即ち、お互いの私的制裁（Lynch リンチ）は、即ち公的制裁であつて、暴力による復讐⁽²⁾といふことが、彼等の仲間の乱れた治安を維持する所以であつた。刑法の発達が、常に血讐（復讐）から始まるときせられ、刑罰の本質が、復讐の本能にあるとせられてゐるのは、即ちこの事なのである。

やがて、社会の秩序が整然と、國家という主権者による権力統治の組織に確立して来ると、これらの個人乃至は部

族間の私的復讐は、やがて、公刑罰として、国家主権者に掌握せられる処となり、ここにプリミチーブな刑法といふような法律が出来、国家刑罰権の発動以外の私的制裁としての暴力は、犯罪として处罚せられることになり、それ以外のいわゆる自力救済は認められなくなつた。

しかし、国家統治権が、あまねく行きわたらない時代や、地域では、治安の維持は、公刑罰のみでは到底賄い得なかつたのであって、やはり、公権の及ばざる処は、依然として私的制裁の力を借りざるを得なかつた。

三 だから、各国に刑法が出来、暴力行為は处罚せられることになつたとは言え、私的な復讐は、ある程度公刑罰と併立して存続した。否法律が、公然とこれを認めてさえおつたのである。

その最も著しい例としては、明治四十一年迄行なわれた旧刑法三百十一条の妻の姦通現行犯に対する本夫の殺傷権である。⁽³⁾ それはフランス刑法（第三百二十四条第二項に同旨の規定がある）の流れを汲むものとされているが、要するに家長处罚権の遺物とされている（木村亀一、刑法各論一三頁）。

このように、暴力による復讐のもつ、公刑罰的意義は、日本のみならず、西欧各国でも、そうであつたが、西洋で

は、聖書に「汝ら人を裁くな」（マタイ七ノ一）の語があるように、古くキリスト教の影響から、当事者のリンチは固く戒められ、殊に一七八九年のフランス革命などの影響により、人権思想が発達し、封建思想を日本より百年も前に解消して立憲思想を高めた為か、暴力の復讐的な思想は、早くから、なくなつて行つた。ただ、アメリカでは、対黒人関係から、本来リンチが多く行なわれたが、今では西部劇などに名残を止めているに過ぎない。

四 然るに東洋では二千年以来「礼記」の「不俱載天讐」なる敵打是認思想が後世に伝わり、殊に日本は、武力による武断政治が、七百年にもわたつて栄え、漸く百年以前に明治維新を迎えて武断政治を一擲するに至つたのである。その間戦国時代などは、全く無法律時代といつてもよく、辻斬強盗は世の習いとして、国民が自活して行く上のやむを得ざる生存手段として正に暴力のみの国家社会であつた。

法律制度の整備された徳川時代においても、先ず武家に対する侮辱や名誉毀損の現行犯に対しては、公然と武士の斬り捨て御免があつた。また、君父兄弟の為の仇討は、幕府乃至は領主の公許によつて、正当化されて、公然と行ない得たばかりか、その殺人行為は善行としての褒賞制度

さえあり、この仇討獎勵は、もし仇討に勝てば、その殺人犯人は孝子貞婦の鑑として世の賞賛を浴びた。⁽⁶⁾

この世俗に媚びて、一儲けしようとする講談、浪花節や

稗史小説の類は、これにつけ込んで、あらゆる仇討を取材し、益々これを興味本位で、脚色し喧伝して、老若男女の肉をおどらせ、血をわかせたのであった。⁽⁷⁾

二 忠臣蔵と復讐思想

五 その典型的なケースが、かの赤穂四十七士の忠臣蔵である。忠臣蔵が、何故あんなにもてはやされたか、いな民主憲法下の今日においてさえ、どんなに興行界が、不況の時でも忠臣蔵を出しさえすれば、当たりをとるという位大衆にアピールしているのは何故か。

それは言う迄もなく「芝居が芝居」としてよく出来ていることの外に「社会的書割にしつくりあて嵌つた人間の感情や心理の動きの型が非常に安定した」仇討物と見られたからである。しかし、赤穂四十七士の事件が、はたして、いわゆる仇討なりや否やは、実は、その事件発生当時（元禄十四年十一月十四日七〇一年）から争われたところであった。

(4) Encyclopedia Britannica (1962) 14. p. 526 宮武、「私刑類纂」八二頁。

(5) 札經の記、周漢時代の集成、支那の大法はもと礼容として整わったもの、

(6) 同著一〇〇頁、一一一頁、三三三頁。

(7) 穂積陳重「復讐と法律」一〇一頁、北島正之「江戸時代」（岩波新書）八〇頁。石井良助「日本法制史概説」（昭三五）四八五頁、四八八頁。

現に四十七士は、徒党を組み、夜中、幕府の直隸下たる江戸市中を騒がせて、幕臣吉良を殺したという、今日で言えば騒擾、殺人、戦前で言えば、それに治安維持法違反をつけたような罪で、法に服し、死刑に処せられたのであつ

た。この事件の裁決は、専ら、当時の幕府の顧問たりし、荻生徂来の説によると言われているが、その彼も、「この事件は単なる仇討ではない」としている。けだし「赤穂侯の死は、吉良子が殺したのではないから、吉良子は赤穂侯の仇ではない。大石等が吉良を彭む理由はないから、大石等の行為を義挙とは言えない。なる程江戸城下で人を殺せば犯罪であるとは東照神君家康以来の家法であらうが、赤穂侯は吉良を殺したのではなく、傷つけたに過ぎない。したがつて、赤穂侯の罪は死刑でなくてよい筈なのに、幕府

は赤穂侯に死を賜うたのであるから、赤穂の遺士たちが怨むべき相手は幕府であつて、吉良ではない。それにも拘らず、幕府に楯つかずして、吉良子を目の敵にしたのは幕府を恐れたからで、それを徒らに陰謀秘計を以て、吉良子を殺したのはひきようである」というのであつた。これには同じ学派の碩儒大宰春台も同意見であつた。

六 これに対し、林大学頭信篤は「『礼記』に君父の仇は共に天をいたいかず」とある。生をぬすみ、恥をしのぶのは、士の道ではない。しかし、亡君の遺志をついでも天下の法にもとれば、処罪して後世に國家の典を明らかにするべきである。いま太平の時にあたり、人々逸楽に日を送つているさ中に、この一挙のあつたことは、衆人、奮發興起して、

義に向う心を生じ、君は臣を信ずることを知り、臣は君に忠を知るようになったことを世を教うるに功があつた」というのである。⁽⁹⁾

しかし、実際には、礼記には「父の讐」とあって、「君父」ではない、だから、四十七士は仇討ではない⁽¹⁰⁾。ただ君も父も敬う程度は同じであるから、仇討に準すべきものである。徂徠春台も、その点は大目に見ていい。⁽¹¹⁾しかし徂徠は、仇討乃至は準仇討だとしても、その討つべき相手方を誤っているというのは、流石に法律家である。

林大学頭は、この点は大ざっぱで、大きく目的動機は仇討だが、その手段が法に触れたが故に処罰したのであるが、その事を擧げた志は壯とすべきであるとして、法律上の罪人に對して賞揚しているのである。

当時すでに以上のような批判が、あつたに拘らず、後世の世論は、やはり、仇討ないしは準仇討と忠義とみる封建社会論理的觀に強く影響されてこの赤穂事件を義挙とし、この法律上の首斬犯人四十七士を義士と称えるに至つたのである。しかも後に王政復古成り、明治元年（一八六八）十一月五日（旧暦）、天皇東幸に際し、高輪泉岳寺に勅使をつかわされ、「汝良雄ら、かたく主徒の義をとり、仇を復して法に死す。百世の下、人をして感奮興起せしむ。朕

深くこれを嘉賞す」なる勅語を下賜されるや、それ以来赤穂(13)

い武士の魂を示している……」。

の仇討は、あたかも事後に勅許せられた形で、明治以後反対説は全く影をひそめ、その後は主君に対する忠誠は天皇制下の国家主義、帝国主義と結び付いて、大っぴらに國中

にこの殺人事件を鼓吹すると、共に、海外に迄喧伝せらるに至つた。

現に、去る昭和三十三年四月二十九日の英紙ロンドンタイムスには、終戦後今日に至る迄なお日本で絶賛を注びてゐる忠臣蔵に関し次の記事が載つていた。「忠誠を主題とした劇のなかで、もつとも有名で人気のあるのが仮名手本忠臣蔵である。日本では、この劇曲が書かれて以来二度にわたつて徹底的な社会文化革命がおこり、その伝統的な国民的信条は敗戦と占領とによつてひどく傷つけられた。にも拘らず、忠臣蔵が上演されれば多くの観客を呼び、もつともすぐれた劇作家をもつてしても呼びおこせないような

「大石内蔵助（大星由良助）の後はもともと精妙な演技を必要とする。幸四郎はこの役にヒロイズムと知性を絶妙におり込んでいる。祇園一力茶屋の幕では、酒と芸者におぼれた遊興生活の中にも、ヒーローとしての風格を持ち、道楽者のマスクの背後にかわることのない忠誠と油断のな

八 勿論、仇討は、わが国でも、法律の上では、すでに明治六年二月七日太政官布告第三十七号を以て、禁止せられた。⁽¹⁵⁾ そうして、新らしい刑法（明治十三年公布の旧刑法）が出来、前述のような姦通の現行犯の場合以外、暴力による自力救済を認めた規定は一つもなかつたのであるが、しかも因襲の久しき、東洋道徳に基く復讐の思想は、法律の禁止にも拘らず根深く国民の心血の中に流れて残つていた。大正時代に人となつたわれわれの子供の時代をかえりみても、曰く「桃太郎」、曰く「勝々山」曰く「猿蟹合戦」等々といふように、その当時の児童教育の資料となつた童話ないしお伽話⁽¹⁶⁾で、いやしくも仇討に取材せざるものはなかつた。そしてそれはその後、国家の進運につれて益々育成されていつたわが軍国主義によつて拍車がかけられた。明治二十三年発布の教育勅語中の「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」ということばが、実は戦時徵兵を意味するものであつたのに、後に、それは一旦緩急あれば、君側の奸を払うと称して、私兵力の行使を正当視する暴力是認の風潮を生

せしめ、遂に五・一五事件や、二二六事件の如き⁽¹⁸⁾未曾有の不祥事件を発生せしめるに至つた。正にそれは昭和の仇討事件であつて、忠臣蔵の延長といわざるを得なかつたのである。

九 そうして今尚、新聞、雑誌に、仇討にあらずんば、兇器によるはたしあいの暴力闘争場合の出て来ない読み物はない。映画、テレビ、ラジオに至つては、何か一つチャンバラがなければ人が見ないとか入らないといら位の暴力讃美の国柄なのである。このような次第であるから、わが国民性と暴力とは、古くから因縁的に根深く結び付いているのであって、暴力事犯の立法対策なりまたその取締対策には、このようなわが国の慣習の特殊事情をよく呑み込んで、対処しなければならない、ということを強調したいのである。

- 一 「忠臣蔵」一二八頁。
(4) 有賀長雄「日本歴史」下六八五頁、北島正之「江戸時代」(岩波新書)八一頁。
(5)(6) 萩生徂徠「徂徠擬律書」に出づ。松島、前掲「忠臣蔵」一二九頁。

(7) 太宰春台「赤穂四十六士論」、松島、前掲一二九頁一一三〇頁。田村「裏返し忠臣蔵」下二二三頁一二一四頁。

(8)(9) 林鳳岡信篤、当時の官学の宗家、「復讐論の所論、田村、前掲二二二頁、同説室鳩巣「赤穂義人録」(全二巻)
(10) 礼記、註疏三・曲礼上・父之讐弗_ニ与共載_レ天。註・父者子之天、殺_ニ己_ニ之天_ニ与共載_レ天非_ニ孝子_ニ也_レとあって、君の字はない。

(11)(12) 田村、前掲二二三頁一二一四頁。

(13) 松島、「忠臣蔵」二二一頁。

(14)(15) 石井良助「明治文化史」(2)法制篇二八八頁一二八九頁。

(16)(17) わが国五大斬(昔咄)は室町戦国期に成立した。復讐物語で、近世での発唱は多く、滝沢馬琴にかかるという松島栄一「忠臣蔵」(一九六四年)一頁一〇九頁。

(2) 広末保「忠臣蔵の意図するもの」、思想の科学、一九六〇、No 24「忠臣蔵特集」六頁)
(3) 三田村鷺魚「横から見た赤穂義士」(昭九)三九頁一。

田村栄太郎「裏返し忠臣蔵」(昭三一)下二二一頁一。松島栄
二九

禁錮十五年が最高で、死刑はなかった。（室伏哲郎「日本のテロリスト」二四七頁）

(19) 昭和十一年二月二十六日未會有の大クーデター、内大臣斎藤実、大蔵大臣高橋是清等重臣に対する軍人の暗殺、同未遂事件、同年七月五日判決、この時は死刑は十七人であった（河野司「二・二六事件」四六二頁）

三 暴力根絶の方策

——法権の統一整備——

一〇 暴力を根絶する為には、どうすればよいか、それには、われわれから暴力による復讐観念を根絶するにある。

復讐は、加害者に対する被害者の暴力による報復であつて、これは人間本能に基くもので、特にわれわれ日本人の場合にとつては、前述のように伝統的な習性となつてゐるから、この暴力的復讐思想の根絶ということは、なかなかむつかしい。しかし、それには、一の途がある。しかも窮屈するところ、それしかないと思われることは、加害者に対する報復手段は被害者の私的制裁に代え、国家がすべての被害者になり代つて、刑罰権の発動により合法的復讐を保障するにある。

即ち人を殺す者を殺すことが出来るのは、司法権の發即ち、人を殺す者を殺すことが出来るのは、司法権の發

現によつてのみであり、人に對して暴力を振る者を膺懲し、これに対し報復の出來るのは、國家の刑罰によらなければならぬという、法治國思想を徹底することにある。

明治憲法実施以来法治國になつてから、すでに七十余年、今尚、この思想を弁えない国民が、都鄙を問わず相当多い。特にそれは、テキ屋、香具師、博徒の仲間では、暴力のリンチは、根強い撻（おきて）とさえなつてゐるのである。

一一 何んとしても、人権思想ないし憲法教育の普及が痛感されると共に、暴力思想の根絶の為には、刑罰法令の整備と、捜査又は裁判を通ずる治安機構の充実と、それにによる刑罰法令の適正な運用が根本である。そして暴力処罰の取締乃至は検挙方針の確立である。

即ち暴力を振つた者に對しては、被害者が、私的制裁たる復讐的行為に出る前に、國家が直ちに被害者を保護し、加害者たる犯人を捕えて厳罰を科すことにより、被害者の復讐的怨恨感情を満たしてやることにある。

だから、法令が区々で、不統一で、司法権乃至は治安機関が整備していない時代には、暴力の加害者に對す捜査検挙が十分でない為に、みすみす兇惡を逸し、憎惡に満ちた被害者の私的制裁に任さざるを得なかつたのである。いや國家自らの捜査能力上の無能怠慢と検挙機能の不備をよい

事にして、むしろ仇討を奨励さえして、益々暴に報ゆるに暴を以てするの犯罪思想を助長瀕漫させてしまつたのである。

小藩分立して、刑罰法令が各地で区々であつた封建制度瓦解の後を受けて、新國家統一の大事業に乗り出した明治維新政府が仇討禁止令を發布する前提として、力を注いだのは、實に法權の統一と刑罰制度の整備確立であつた。⁽¹⁾

一二 明治四年七月、全国司法權を統轄する司法省を置き、東京に裁判所を置いた。次いで明治五年四月、江藤新平、司法卿に任せられるや、その八月、太政官達を以て、司法職務定制を定めて全国裁判所制度を確立した。そうしておいて、彼の建議により、明治六年二月七日、太政間布告（第三七号）を以て復讐禁止令が発せられたのである。⁽²⁾

もちろん、その前すでに、明治三年には、新刑法典たる新律綱領（明治三年一〇月二七日）が実施せられ、殺人罪の規定はあつたがたが、慣習刑法たる復讐の為の殺人は擅殺として、お構いなしということになつていたので、これが禁止の特別法を又公布したのである。立法理由として、その布告に曰く、

「人を殺すは国家の大禁にして、人を殺す者を罰するは、政府の公權に候處、古来より父兄の為に讐を復するを以て

子弟の義務となすの風習あり、右は、至情不得止に出ると雖も、畢竟私憤を以て、大禁を破り、私議を以て公權を犯す者にして、擅を免れず……甚だしさは、その理由の当否を顧みず、復讐の名義を挿み、濫りに相構実するの弊往々有久、甚以て、不相済年に候、依之復讐嚴禁仰出でられ候……旧習に泥み、擅殺するに於ては、相当の罪科に処す」というのであつた。

そして、これと同時に、新律綱領中擅殺に関する規定を廃止し、二ヶ月後にして、復讐は一般殺人同様謀殺を以て論ずるといふことに改められ、同旨の規定は、明治六年五月の改定律例（第三三二条）にも引きつがれて、明治十三年の旧刑法に及び、復讐に関する特別規定は全くこれを廢したのであつた。⁽³⁾

一三 その後明治二十二年、憲法、裁判所構成法の実施以来、司法權は独立し、裁判制度は全く確立し、法令は統一整備せられたが、はたしてその運用はどうであつたか。

治罪法以来、わが刑訴法は、犯罪必罰をモットーとする法定起訴主義であったが、明治末年から、司法警察官における微罪不檢舉⁽⁴⁾ということが、引いて、検察官の起訴猶予処分を許すことになり、大正十三年（大正一一・五・五公布）の改正刑訴法では、これを起訴猶予制度として成文化して、今日

の新刑訴法にまで受けつがれている（旧二一七九条、現二四八条）。だから、警察が折角検挙送して来ても、検察官において、旧来の道義情誼に基く、父母兄弟の復讐のような殺傷犯に、対しては、たとえ有罪の証拠があつても、とかくこれを起訴猶予処分に附し、よし起訴したとしても、裁判所で、執行猶予にするという傾向が相当に多くなつた。⁽⁶⁾

これはやはり、従来の検察官や裁判官の頭の中に、旧来の復讐是認の思想の残滓が残つていたといふことも一因ではなかろうか。起訴便宜主義のあり方⁽⁷⁾と共に、この種事件の処理につき再考を要する点であろう。

それは、形式上復讐を有罪としながら、実は世間には、宥恕と同じような結果を思わせる影響をおそれるのである。

検察官としては、暴力追放の一環として、復讐的な暴力

犯の処理に関する限り、往年の江藤新平司法郷の復讐禁止命令分当時の立法趣旨に立ち返り、起訴猶予の安り売りはしない方がよいのではないか^{(昭和三十九年度犯罪白書は昭和三七年五%として、起訴率の上昇をいうが、逮捕監禁（含致死傷）は四〇・三%で、恐喝は三四・一%であるのは如何なるわけか（同書一三三頁、一三四頁、一三三頁）。}またたとえ起訴するにしても、拘束のままで起訴するか、釈放して起訴するか、起訴でも罰金を求むべきか、懲役刑を請求すべきか等々、細かい考慮を要すると思う。「犯人を折角警察で検挙送致しても検察庁で直ぐ釈放された」と

か、「罰金ですんだと言つて、ほくそ笑んでいる」とかいふことは、しばしば耳にする街の声である。近時相当低くなつたと言われている殺傷犯の量刑問題と共に再考るべきであろう。⁽⁸⁾

一四 次は告訴告発事件に対する捜査処理の迅速ということである。

殺傷罪の如き非親告罪にあつては、告訴の有無は犯罪の処罰に何等関係がない、しかし、通常の被害届出は勿論のこと、特に被害者から、国家に処罰を求める告訴告発のあつた場合には、速やかに、捜査活動を開始しなければならない。國家の捜査活動がおくれて能率が上らないことが、私人の私的制裁たる復讐行為が横行する余地をつくるのである。

告訴、告発があれば、検察官、警察官には、これが受理の義務があり、受理した以上、結果の如何を問わず、処理の義務をもつ、しかも、それは迅速に処理されなければならぬ。旧刑法に「人の身体財産を防害するの犯人あるにあたり、予審判事、検事、警察官吏其報告を受けて速かに保護の処分を為さざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に処し、二円以上二十円以下の罰金を附加す」と、（二七七条）また「裁判官、検察官、故なく、刑事の訴を受理せず、

又は遷延して審理せざる者は、十五日以上三月以下の輕禁錮に処し、五円以上五十円以下の罰金を附加す」として（二八三条）、当該官吏自身が処罰を受けるという諸規定（三条）の存在は、これを意味するもので、国家が私人の復讐を禁ずるからには、被害者から訴え出た場合には、國家自ら、被害者に代り、迷やかに刑罰権の行使によつて仇討をしてやれという趣旨に外ならないのであつた。

それを告訴があつても、放擲して、私人間の争いに介入しないのが、捜査官の建て前だなどといつて、徒らに私人間の感情を対立激化させて、相互の敵打を黙認するが如き態度は、少くとも、暴力事犯告訴事件処理の在り方としては適當ではない。

それなら、一旦示談が成立した事件はどうするか、暴力犯では、加害者から、被害を弁償して示談が出来たとしても、それが被害者が真から加害者を宥恕したものかどうかを検討吟味する必要がある。

加害者を畏協怖させ、端金で告訴を取下げたとか、また逆に被害者の家族が復讐の念に燃えて、これにつけ込み、加害者側に法外な示談金を吹きかけ、加害者は止むを得ず出したというような、双方に恐喝的な要素の絡んだ事案の、暴力犯には如何に多いことか。被害者側で一旦告訴はしたものの、お礼参りを恐れて、示談や告訴の取消が行なわれるというような点からも、数次の刑訴法改正の保釀制限の法意を考え合すべきであろう（昭二八・法一七号昭三三・）。親告罪たる暴力犯、たとえば、器物毀棄（刑法二五九条二六四条）や、強姦罪（同一七七条一一八〇条）等にあつても、告訴は訴訟条件に過ぎず、捜査活動を制約するものではないから、警察としては、どんな暴力でも見逃がさないという意気込みを示すべきであろう。そうすると、被害者も安心して被実事実を告訴するに至るであろう。

一五 親告罪で、被害者が告訴をしないというのは、告訴しても、なかなか捜査をしてくれないと、告訴しても果して、しつかり犯人をとつちめてくれるかどうか。うつかり訴え出たことが犯人に知れたら、それこそ、その仕返しがこわい等といつて、加害者を恐れるの余り、捜査機関に対する捜査能力や正義感えの信頼が薄い為に、よくこれに頼つて来ない場合が相当あるのである。

親告罪は、告訴がなければ、又一旦告訴が出ても取消しなれば、捜査は無駄だという考え方には本末転倒だと思う。なお、一個の親告罪につき、始めから告訴がないとか、初め出た告訴が途中で取消された場合、非親告罪である手段たる行為をとらえて起訴が出来るかどうかの問題もあつた。

これは二人以上共同の強姦、いわゆる輪姦の場合、昭和三十三年法律第一〇七号の刑法の一部改正で、同年五月二十日からは刑法一八〇号二項の新設により、親告罪でなくなつたことにより解決がついたが⁽¹⁰⁾、この改正前には、共同強姦を暴力行為等処罰に関する法律違反で起訴するについては、問題があつた。いな五月二十日後といえども、それ以後に行なわれた輪姦事件を同法で処罰するについて、大いに実益がある。⁽¹¹⁾

これにつき、昭和二十七年の最高裁小法廷の判決は、強姦罪の手段たる暴行脅迫に、同罪の結合犯の性質と、親告罪たる本質上、被害者保護の立場から、強姦を暴力行為で起訴することは許されないとして否定的結論を与えたが（昭二七、集六八九六）、その後昭和二十八年の大法廷は、これを変更して、積極に解するに至つた。けだし、「両罪の構成要件は別個で、二人共同の暴行は、も早個人法益の

侵害をこえて、社会治安のかく乱という公益侵害にあるのだから、数人共同の強姦の場合は告訴がなくても、その手段たる暴行をとらえて暴力行為等処罰に関する法律違反として起訴することは毫も違法ではない」というのであつた（昭二八集七・二五五）。かかる公共法益論よりする判例の態度は、今後その他の親告罪の処断についても大いに参考になると思う。

(1)(2)(3) 江藤司法卿の法権林統一事業並仇討禁止令が出る迄の経緯は穗積陳重「復讐と法律」五六頁一六〇頁に詳細

(4) 明治三八年六月二八日司法大臣訓令（民刑四第一五九号）拙稿「起訴合理主義考」昭四〇・三・駒沢大学法学部紀要七九頁。

(5) 明治三三年二月二八日、明治四一年一二月一九日、各司法大臣訓令明治四二年四月二〇日民刑局長指示

(6) 最高裁全国統計三年中の暴力事件の被告人一三六三三人中有罪（罰定を含む）一三一四九人、中、五四七二人が執行猶予である。正に四割以上である。（毎日新聞社「暴力新地図一九九頁）、昭和三年以後について見ても、殺人未遂の執行猶予は三五年四五・一%三六年四〇・九%であり、恐喝の如きは三年以後毎年五〇%以上の執行猶予を出しており、三五年五一・四%三六年五三・三%で最高を示す（昭和三九年「犯罪白書」法務総合研究所一一三五頁、一三八頁、

(7) 中武靖夫「起訴便宜主義」(刑訴法講座I) 六二頁

(8) 昭和三二年から昭和三六年迄の統計では殺人については、

総数のほゞ五割が法定刑の最下限か又はこれを下廻る科刑で

あり、傷害致死でも、執行猶予は四割に近い昭和三九年「犯

罪白書」(法務綜合研究所) 一三五頁、一三六頁。

(9) 拙稿、「暴力犯の被害者保護と旧刑法」判例時報三四七

号六頁

(10) 改正刑法一八〇条二項の解釈及び法制審議会における審

議経過につき、河合信太郎、法曹時報一〇巻五号四一頁、五

三頁

(11) 親告罪につき、告訴がなくても、親告罪の趣旨に反しない限り、強制捜査さえすることが出来る(團藤、新刑訴法綱要六訂版三三七頁、高田、「親告罪と強制捜査」刑訴演習講座)

四 紛争解決手段としての暴力と

暴力の本質

一六 暴力による復讐が許されないと言つても、いわゆる暴力対暴力たとえば、親兄弟が敵に殺傷されたから、怨恨を晴らす為に、その敵を殺傷するというが如き仇討はまだ恕すべき点が少くない。世に起訴猶予になつたり、

裁判で執行猶予の恩典がつくる事件などは、実はこの種のものが多い。

しかるに相手方が何等暴力を振わないのに、何かの怨みを暴力で晴らすというようなのは、も早、仇討とは言うものの、甚だたちの悪い暴力犯である。

裁判例などにしばしば出て来る暴力犯の殆どはこの種のものである。

たとえば、主家を自分で悪い事をして馘にされており乍ら、その主人を怨んで、放火をするとか殺傷するという事案である。なおひどいのは、主人が自ら雇人を何かの責で首にしておき乍ら、その馘にした雇人が、のうのうとその主家の近所の居に勤め換えて、これ見よがしに働いているのを見て、憤懣やる方なく、自家の得意先を横取りせられはせぬかという焼きもちから、遂にその元雇人の帰途を擁して、暗闇に乘じて木刀で叩きのめしたというような事案である。女にふられ報ゆるに怨みの刃を以てしたなどというのは日常茶飯の仇討事件である。

このように、相手が暴力に出ないのに、これに対し一方的な暴力行使による復讐は、同じ恨みに報ゆるに暴力を以てする仇討思想の中で最もひきょうなものであつて、陰険なること憎むべきものがあり、同情の余地は更にないと言

えよう。

その他、すべて自己に気にくわないとか、多少とも不利と思われるもめ事なしは紛争を、すべて、暴力を以て決しようとする考え方は、やはり広い意味での暴力による復讐思想の延長であつて、法治国、立憲政治下にあつては、最早断乎として排撃されなければならない。

現にかつて国会では、勤務評定や警職法改正問題などで、与野党が正々堂々たる言論戦によらないで、実力を以て、議場を牽制したり、議員の出入を阻止するが如き暴力戦を敢てし、さき頃の衆院本会議では日韓条約案件を半暴力的な議長職権により、抜打的に承認可決せしめた如きは正にその現われなのである（昭和四〇・一一・一二朝日新聞）。

刑事事件で、罪の有無を決するのは、裁判所で行なうと同じように、民商事、人事事件の解決方法は、当時者の話合で為すべきで、その終局的には、裁判所あり、調停制度があるのである。⁽²⁾この存在を無視し暴力によつて事を決するが如きことは、犯罪を構成こそすれば法治国民のとるべき態度ではないのである。

「品物が悪い」といつては、お客は商人を殴り、「家賃が高い」といつては、店子は大家を殴り、「子供の悪口を言われた」といつては、隣同者が主婦や主人まで、出てつ

かみ合いをする。「客扱いが横柄だ」からとて、バスの乗客が女車掌を突き倒す等々、何んと街に愚にもつかない暴力がはん濫していることか。

これら暴力の原因は、皆、物事の解決方法を暴力に持つて行く外知らないことから起る。この最も卑近な例は、家庭の暴力が私生活上のこととして不間に附され、温存しているところにあると言われる。⁽³⁾現に家庭内の夫婦喧嘩がそれである。ある婦人の有識者が暴排大会の席上「少年の暴力を防止しようとすれば、先づ家庭内の父と母とが、子供の目の前で、つかみ合いの喧嘩をしないことから始めなければならない」と言つたのは、まことに至言であつて、暴力追放は先づ家庭からと言いたい。

一七 以上のように、日本人の心の奥と血の流れの中にある復讐思想の潜在が暴力思想の根底を為していることは、それとして、さて、現今、殊に戦後、一般に暴力犯が著しくび漫した直接の原因といえば、やはり、戦争の影響であろう。戦争は、人、物、道徳等すべてを破壊する。これは敗戦国たるわが国だけの問題ではなく、戦勝国アメリカにおいても然りであるという（和辻哲郎「現代倫理」六卷二五三頁）。そうして、その戦争の余波からする経済事情と社会不安からであろう。⁽⁵⁾

一体暴力といえば、いかにも積極的行動のように見えるが、その点、それは受動的本質をもつ。暴力は、人心が不安動搖したり、疑心暗鬼を生じたりする時に、その圧迫に抗しかねて、爆発する情熱のほとばしりである。西洋の言葉で、情熱 *passion* は受身 *passive* に通じ、その語源を同じくしていることによつても、情熱は、あつまでも受身なのであることを理解したいと思う（「*悪について*」堀田善衛現代論理2卷一六四一—六五号）。

暴力は、圧迫された受身の形において、或は権力からにせよ、無権力からにせよほどばしった情熱のはけ口なのである。だから、暴力を振った瞬間は、誰でも自分で快覚を覚える。そしてカットばした瞬間、その本人だけでなく、周囲近辺の共感を呼んで喝采を博するのである。

ここに暴力の本性があり、性質がひそむ、そしてそれが暴力の魅力であり、その故にこそ危険をはらむ。

一八 暴力排除のとりあえずの対策は、この暴力の本質を見極めて手を打つにある。

以上、暴力の物質を法律的に言えば、暴力の常習性乃至伝播性と集団性なのである。即ち、先づ暴力はかかる魅力と快感を伴うが故に、くせになり易い。いわゆる常習性があるというのである。このくせになり易い常習性は、常習犯という特別の犯罪を認めて重い処罰をしている強窃盜

（盜犯等防止法二条の常習強窃盜、その他同法三条、四条）や、賭博（刑法一八六条の常習賭博）や麻薬事犯（麻薬取締法一二条、六七条の常習麻薬禁止罪等）と全く同じである。そしてこの常習暴力は、従つて、伝播性をもつ。

昭和二十三年十月五、六日の両夜にわたり、泉州堺市では、某神社の祭礼に際し、ダンジリ（地車）による若衆の多衆暴力事犯が相次いで三ヶ所に起つた。このように習慣的になつた暴力は、此方でやれば、彼方でもやるという風に伝染病の如くうつるものなのである。いわゆる伝播性であるそして、その故に、遂にそれは、集団化するに至る。曰く、「暴力は孤立しない」（岩井利輔著「暴力」二頁）。常習化した暴力の最も怖るべきは、この集団化にある。常習窃盜団とか、常習賭博団といつても、たかだか數十各位なものであろう。ところが、暴力の集団化は、際限を忘らない。結居行き着くところ、数百人、数千人、或は、数万人のマックスとなる。小さな暴力を放任した処、必らず後から、集団的大暴力の爆発となる、かの釜ヶ崎、山谷事件は正にその好例である。刑法の騒擾罪（一〇六条）や、内乱罪（七七条）は、正に個々の暴力の集団化の行きつくところである。

しかし、それは一時的だから、如何に多くても解散され

ば、被害は一時的のものに過ぎない。ところが、それが継続的、組織化するに至ると、いわゆる暴力団となるのであって、売春婦、ダフ屋、テキ屋、博徒、密輸三国人等、人地的地域的な縄張りと結び付いて根強い胎盤を持ち、なかなか断ち切ることの出来ない位強じんな陋恥として抜くべからざる、全国的いな国際的な暴力の集団、かたまりとなるのである。

(1) 従来国会法一九条による議長職権が発動された例が多くこれである。

(2)(3) 民衆が民事訴訟や、調停制度を無視して、暴力的解決に走る原因として、やはり民事訴訟の審理の渋滞がある。

民事裁判のおくれがパクリ屋などの暴力を微発している（毎日新聞社「暴力新地図」二〇七頁、最高裁の公式発表によれば、全国地域の民事事件の平均審理期間は一二・七月、高裁は十六・三月、最高裁は十九・九月で（昭和三六年民事事件の概況）長期化の傾向にある。最長は昭和二十四年の二件で十年かかっている。昭三三・七・一〇刑事裁判官訓示、一一民事裁判官会同に於ける最高裁長官訓示、なお取下げや和解で審理にのらないものを除けば平均審理期間は、二十九ヶ月を越える、手形や借地借家事件も同様とのことである

(4) 最近離婚原因の大きな特徴は「虐待」が著しく増加した
(昭三四・一・一七)

ことだという。判例によれば虐待は主として夫からの暴力の行使である場合が多い（昭三三・一〇・一五「ジユリスト」「六四」）。

(1) 旧民法では、全国、妻よりの離婚訴訟に於ける虐待は明治年間は一〇・四%大正年間は、一一・五%昭和一一五年は一八%。

(2) 戦後の全国家裁調停事件では、同じく、昭和二六年一二・八%昭和三一年迄六年間平均二一・七%で、朝日法律相談所にあらわれた数字では昭和三三年一月一七月迄に一九%に上っており、

(3) 昭和三一年中の全国下級審離婚認容判決では、合計五八件中一六件約三割迄が暴行に關係したものだという。

(5) 昭和三三年一二月の国民厚生白書によると、終戦後の生活保護者致の変動は、昭和二三年九月の三二一万人を頂点として次第に減少し、二四年には一五〇万人台に落ちた月もあったが、昭和三三年ごろからまた次第に増え、同年月には一六〇万人を越え、その後毎月一、二%ずつふえている。失業者の増加はアメリカでも同一であるが、しかし、わが国では職があつても食えない為に生活保護を受けているが保護世帯常総数の六一・二%もあるという（昭三四・一・一九、朝日新聞）

(6) 暴力団の定義は困難であるが、社会的事実としての存在を常識的に言えば、「集団的に暴力的不法行為を行ない、または行ならおそれある集団」である（昭和四〇年「犯罪白書」）。

一四頁) 昭和二十九年犯罪白書(法務省では、これを組織暴力といつてゐる(三九年同書六五頁)。

五 具体的な暴力排除対策

一九 これらの暴力の特徴を認識して、その対策とすることになると、暴力を絶やすには、個々散発的な暴力の芽を、その発生の都度、双葉の内に切り取つてしまつて、それが漫延化、常習化、集団化を防ぐにある。

だから、暴排対策としては、先づ以て、如何なる小さな暴力といえども、許さないという暴力必罰の構えが絶対要件である。殊に屋外で、公衆の面前で行なわれた暴力沙汰の如きは、さらでだに観衆の感情をそそり、伝播性をもち易いから、社会不安をもたらすこと著しく、公共治安上の影響は重大であるから、屋内のそれに比し、一層厳罰の必要である。

かくして、次は、どの方面で、何時何處で、如何なる人間が暴力を振つたかを、その暴力犯罪前歴リストによつて、各暴力犯人の常習性を認定し、罰金、懲役の前科があれば勿論のこと、たとえ法律上前科でないにしても、起訴猶予にせよ、徵罪処分にせよ、又罪が暴行であれ、器物毀棄であれ、いやしくも、暴力事犯の前歴によつて、その中に暴

力性の常習々癖が認められる限り、その資料を以て、暴力行為等处罚法(新)第一条の三(旧一条二項)を適用して、その常習暴力罪で、重く处罚して行くのである(昭三一・一〇・三最高判参照)。そうして、いやしくも暴力の常習者と認められる限りは、たとえ当該事案が小さいものであつても、最早個々の散発的暴力犯の場合のような軽い責任では済まされないという体制を確立すべきであろう。

二〇 それが為には、一方被害者からは、どんな小さな被害でも進んで捜査機関に申告又は訴出さすように啓蒙する必要がある。

ところで、問題は、世の被害者たちは、自己の弱点をおじて、お礼参り等の後難おそれる向うがあることは、前述のお礼参り封じの規定の新設(刑法一〇五条の二)の立法趣旨からでも十分うなずける。

しかし、天下、何人か、弱点乃至は欠点の持ち合せのない者があらうか。もし、その被害者が、己の弱点をおそれるの余り、被害の届出を遲疑逡巡するならば、加害者はますます、その弱点に食い入つて、無理難題にからんで來ること必定であろう。

だから、被害を受けたら、勇敢に先づ捜査機関に届けることが先決問題である。

たとえば、強姦の被害者（何も女に限らないが）などは正にそれである。多少とも、素行上とかくの噂さのあつたり、かくれた彼氏を持つていてる女子など「あの人に知れたら」とか、「親に知れたら」とかいう気持が被害を届出することによって、スキャンダルを公にされることを、どんなに怖れるものであるか、これは被害者の身になって見なければ分らない位悲しく、且つ恐ろしいことなのである。

かくして、闇から闇えとほおむられていてる強姦事件が如何に多いことだろうか。また多少とも脱税をしていてる実業家とか、汚職の風評の中に立つ役人などに対する暴力沙汰の泣き寝入りの実相も実はそれと同様なのである。

しかし、事実、暴力は、決して、まわりの清い処には発生しない。まず周囲の汚れた処に発生するのが常態である。あたかも、嗅い物には、蠅がたかる理屈と同じである。

二 そこで考えなければならないことは、暴力を片つぱしから取締る一方において、どうしても、その発生の温床となる社会不安、経済不安を除き⁽²⁾、勿論各個人個人の行動の中に身の廻りをきれいにし、世間を浄化することである。

この点で今まで暴力団側の言い分にも、すなおに耳を傾けなければならぬ。

「暴力団とか、暴力行為とか喧ましく騒ぎたてる前に、注意しなければならないことは、暴力行為以外の犯罪は、被害者の不注意からか、一寸した人間にあり勝ちな、欲望に釣られて起る場合が多いが、暴力行為的犯罪の場合は、被害者自身が不道徳な行為をなした場合、甚だしいものは、被害者自身犯罪を平然と侵している場合が多いということを見逃がしてはならない……元来暴力行為に見られる暴行とか恐喝とかいうものは、相手に不正があり、欠点がなければ起らないものである……。テキ屋とか博徒とか、バタ屋とか愚れん隊とか、無職者といえども国民の一人である。……彼等は犯罪を犯し易い立場にあるかも知れないが、また必らずしも犯罪を犯すものとは限らない。仮に犯罪を犯すことがあるとしても、犯罪を犯すのは、何もその人たちばかりではない……。

徒らに、法律をつくって、検挙や、取締りをしても、社会から、暴力行為だけの愚れん隊と駆逐することは出来ない。このような行為は、社会の環境によつて、発生し、増えたり、少なくなつたりする」という（芳賀利輔著「暴力」二二頁一四頁）。

そこで、暴力を根本的に無くす為には、「先づ社会の環境をよくすること。無職者を無くすること。即ち失業対策を充実すること。惡の温床となるべき不当なる利益物を排けなければならぬ。

すること」等、その起るべき原因を除去することが必要であると説く（同著、一五頁）。

かくして、暴力排除の為には、宗教、教育による国民の道義心の高揚、復讐思想の払底と、指導階級の覚醒、社会厚生施設による失業救済、貧病者救済というような問題が、先づ以て、完全に実施されなければならぬのである。

「徒党を組む」、それは良きにつれ、悪しきにつれ、日本人の悪いくせである。個性を捨て、責任のない攻撃的な衝動に身を任せるのは、個人に自覺めないで、自己の責任を集団の中に逃避して、われ関せず焉的な顔をし勝ちなひきょうな群集心理なのである。日本人は集団主義だというのはよいが、それは自己に目覚めた歐米のそれの「汝の敵を愛せよ」と為すが故にあらずして、敵をしりぞけ、憎むが故に結集を固めるところの封鎖的排他的な縄張り主義によるそれである（岩井弘融著「暴」）。

それなら、一体、日本から暴力はなくならないか、それは現在の日本の社会経済的な地盤が余りにも劣悪な条件にからんでおり、一朝一夕にはむづかしい。⁽⁴⁾ さわれ、問題は暴力の本質に対する深い認識と、排暴理念に撤した息の長い努力如何にかかる。本年中の暴力団取締の結果による解散は関東の松葉会以下数団体に及んだが、解散は偽装化で

あり、地下に潜動しつつあり、更に今後の底辺作戦が要望されつつある。⁽⁵⁾ それには、何よりも従来暴力関係のきずなを断ち切りにくかった、暴力取締の第一次機関たる警察のあり方に期待されるところが最も大きい（前同著一八五頁）ことは言うまでもない。

二二 しかし、何としても憂慮に堪えないのは、最近に於ける少年（二十歳未満）暴力の激増にある。

試みに昭和三十四年間の全刑法犯の成人、少年を通ずる警察検挙総人員は五五万七〇七三人中少年のそれは一三万九六一三人であって、正に総数の二五・一%であったのが、昭和三十九年中には、全刑法犯六七万八五二二人中、少年のそれは一九万〇四四二人を算し、實に総数の二八・一%を示すに至った（昭和三九年「犯罪」白書二七七頁）。

更に恐るべきことはこの平均を大幅に上廻る暴力罪種としては、昭和三十四年中のものとして、(1)少年による強姦の如きは五五%に達し、次いで恐喝五三・七%，強盗四四・二%であって、(2)昭和三十九年に至っては、恐喝は更に上昇して、五八%，強姦は四九・九%でやや減少したが、強盗は四七・五%と三・三%の増率である。

そして暴行は二六・二%から、二九%え、傷害は一八%から、二一%えの上昇である（同書二五三頁）。

しかも、年令別に見ると、暴行については一四一一五歳迄が昭和三十六年頃までは殆ど横ばい状態であるのに、その後急増し、昭和三十九年中には六年間に約三〇%の増率を示すに至っている（同書二五八一二五九頁）次に傷害犯については、低年齢は初めやや下降のきさしがあったが、その後上昇を示し、昭和三十九年には一六%の上昇である。

これに対し十六歳以上は、やや下降するかに見えたが、三十九年には九三%に上り、前年に比し五%の増率である

（同書二九頁）

就中、憂慮すべきは大学々生の犯罪数の激増である。本来大学生の犯罪、非行はきわめて少く、昭和三十四年中の非行学生は、触法虞犯者を合せ、一二六三五人だったのが、昭和三十七年に至り、一万二六九四人に上昇し、昭和三十八年は一万三八六一人で、四年前の約四倍に垂んとし小学生以上の全学生千人あたり比は一八・二%に達する（同書二七四頁）

（1）暴力の常習性とは、暴力を反覆して犯す習癖である。その習癖は、傷害、暴行、脅迫、器物毀棄等の罪の各につき別々にも成立し得るが、これらの全部又は一部のものに共通にも成立し得ると解すべきであって、かく解することにより、暴力の常習性を包括的に認定して暴力常習犯人としての処置を全うすべきである（同藤、刑法綱要各論（昭三九）三七八一三七九頁）

（2）それが為には、社会保障政策を重んじて、生活保護費を増額すべきであろうが、無計画増額は、かえって勤労意欲を失い、生活保護の基準を一般労働所得の三割か四割以後二倍半であることに今更驚倒せざるを得ない。

少年暴力については別に対策が考えられるべきであり、これ以上ここで述べることは割愛し、別の機会に譲らざるを得ないが、本年は平和なるべきあちこちの学園に学生自治の問題にからみ、学生の集団暴力事件が頻発したことは、治安の動向と教育のあり方に於て警戒すべきことである。⁽²⁾ 今日では昔のような純粹なユトピア的学園生活なるものは影が薄れつつあり、学園も亦社会の縮図として世の試練に堪えなければならないことになった。

とまれ、暴力は、左であれ、右であれ、左右両陣営から、目的のための手段として使われ易い。無垢な学生集団に暴力を潜在温存せしめるが如きことは断じて許されはならないのである。（昭・四〇・二一・三〇記）

(4) 結局貧乏人が多すぎるが、景気回復により減るだろう
が、わが国の現状では、いくらよくなっても国民の二%一五
〇万人一二〇〇万人の生活保護者は絶対に解消しないだろう
といわれている(昭三四・一・
一九朝日新聞)

- (5) 昭和四十年十二月二十五日朝日新聞、
(6) 毎日新聞社「暴力新地図」くされ縁(二)一五一頁
(7) 昭和四十年十二月二十二日朝日新聞社説